

行為許可料金について

令和8年5月1日現在

行為許可料金

行 為	区 分	料金 (税込)
物品の販売及びこれに類する行為	1 m ² あたり 1 時間	2 円
興行	1 m ² あたり 1 時間	3 円
業として行う写真の撮影	1 件当たり 1 時間	1, 0 0 0 円
業として行う映画等の撮影	1 件当たり 1 時間	4, 5 0 0 円
	ドローン撮影 1 件当たり 3 0 分	2, 2 5 0 円
競技会、展示会、博覧会、 これらに類する行為	1 m ² あたり 1 時間	1 円
広告物の表示	表示面積 1 m ² あたり 1 時間	5 3 0 円

当公園の指定管理者である N P O 法人幸手権現堂桜堤保存会は適格請求書発行事業者です。
登録番号 T 8 0 3 0 0 0 5 0 0 4 8 4 5

- * 行為に要する面積が 1 m²未満であるとき、又はその面積に 1 m²未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。
- * 県外に住所を有する者が行為をする場合は、上記の金額にそれぞれ当該金額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加えた額とする。
- * 上記により算出した金額が 1 0 円未満であるときの料金は、0 円とする。また、1 0 円以上となる場合において、その金額に 1 0 円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。
- * 「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和 5 8 年埼玉県条例第 8 号）及び「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和 5 8 年埼玉県規則第 3 2 号）の規定の該当者が使用する場合は、免除します。該当者とは、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者及びその介護者 1 名」をいう。
- * 国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- * 国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は、表の金額の半額とすることができる。
- * 国又は地方公共団体が後援する事業等において、権現堂公園の活性化に特に資すると認める場合は、免除とすることができる。
- * 学校教育法による学校及び児童福祉法にいう児童福祉施設が主催する行事については、表の金額の半額とすることができる。
- * マスコミ等（新聞、テレビ、ラジオ、出版物、通信情報サービス等）に使用する場合において、権現堂公園の P R に資すると認めるときは、免除とすることができる。